

特集：「再生産労働を担う女性移民」

アジアの女性家事労働者と国際移動をめぐるジェンダーの政治経済学

鹿毛 理恵 佐賀女子短期大学特別研究員

キーワード：家事労働者の雇用，女性の国際労働力移動，アジア

日本政府は海外から家事支援人材を特区で受け入れる法案を2014年にまとめた。日本型の家族モデルは家事労働者需要の発生を抑えてきた。しかし、少子高齢化と人口減少に直面している日本では、この新しいプログラムが定着する可能性が十分にある。本稿は、女性家事労働者の国際移動がみられるマレーシア、インドネシア、スリランカにおいて実施した聴き取り調査で得られた知見から、送出しと受入れにおける問題点を明らかにする。また、日本が家事支援サービス人材を海外から受入れるにあたって、今後検討すべき課題を提示することを目的としている。本研究で明らかになったことは、次の通りである。家事労働者は雇用主の所得稼得活動に参加しないため、その労働評価は使用価値のみで判断される。家事労働者の使用価値は可視化・数量化することが難しい。よって、このことが雇用主と労働者の関係に影響する。一方、紹介業者にとって家事労働者は所得稼得手手段である。そのため紹介業者はサービス消費者（雇用主）のニーズに合わせて様々な商品をそろえるため、家事労働者に分断的差異を設定する。対立構造を形成するため、紹介業者、雇用主、家事労働者の間には資本家と労働者の関係が形成される。政策的課題として、労働者と雇用主との関係だけでなく、その仲介制度についても検討すべき問題点が残されている。

1 はじめに

日本政府はこれまで外国人の単純労働者の受入れを積極的に認めてこなかった。しかし近年、外国人の家事支援サービス人材の受入れについて、自治体の管理と派遣業者等の仲介をもとに、特例で国家特別戦略区域（以下、特区）に限り実験的にスタートさせるという。「世界で1番ビジネスのしやすい環境」を目標に、内外からの民間投資を促進し経済成長を目指すための仕組みづくりとして、まずは特区でという話である（高坂，2014）。対外直接投資を積極的に展開してきたが、対内直接投資額のフローおよびストックの対GDP比は先進諸国やアジア新興国に比べ低水準で推移してきた（内閣府政策統括官，2008；JETRO，2014）。国内外の投資家や起業家／経営者、駐在員や高度人材／専門職従事者の能力を最大限に発揮させ、日本経済に貢献させるためにも、生活水準ニーズを満た

表1 アジアの人口、労働参加率、家事労働者に関するデータ（2010-2013年で最新のもの）

	総人口 (万人)	外国人 人口 (万人)	総人口に 占める外 国人の割 合 (%)	男性に対 する女性 の労働参 加率 (%)	パートタ イム就労 に占める 女性の割 合 (%)	家事労働 者総数 (万人)	家事労働 者に占め る女性の 割合 (%)	就労人口 に占める 家事労働 者の割合 (%)	就労人口 に占める 女性家事 労働者の 割合 (%)
クウェート	336.9	209.8	70.1	52.5	-	24.6	61.4	21.9	53.3
サウジアラビア	2,882.9	728.9	26.7	25.8	-	78.5	64.7	9.6	47.1
アラブ首長国連邦	934.6	329.3	39.0	50.5	-	23.7	61.8	12.8	42.4
日本	12,733.9	217.6	1.7	69.3	71	2.7	97.8	<0.1	0.1
香港	718.7	274.2	39.0	75.7	56	26.8	-	7.7	-
シンガポール	539.9	196.7	38.7	76.2	-	21.8	-	-	-
マレーシア	2,971.7	235.8	8.3	58.8	-	25.3	88.4	2.4	5.9
インドネシア	24,986.6	12.3	0.1	61.0	-	240.6	74.5	2.2	4.4
フィリピン	9,839.4	43.5	0.5	64.1	-	192.6	84.5	5.3	11.5
スリランカ	2,048.3	34.0	1.6	46.0	-	8.7	69.1	1.2	2.5

出所：World Bank (2014) *World Development Indicators*. ILO (2013) Domestic workers across the world: Global and regional statistics and the extent of legal protection. Singapore Government - Ministry of Manpower: (<http://www.mom.gov.sg/statistics-publications/others/statistics/Pages/ForeignWorkforceNumbers.aspx>, 2014年12月1日アクセス)

すためにも、日本語だけでなく英語や母国語のできる外国人家事労働者の受入れは、グローバル化を活かした経済成長を目指す特区では重要になる。海外の投資や人材を積極的に受入れ経済力を維持しようとしてきた欧米やアジア新興諸国、中東諸国では、国内中間層や外国人投資家のニーズを満たすために外国人家事労働者の利用が普及している。日本人の駐在員や投資家も海外では現地人や外国人のメイドや運転手をよく利用していると聞く。一方、日本国内では、家事労働者の利用自体が一般的でなく、家事代行を利用する家庭も少数派である（参照：表1）。この背景には日本の高度成長幕開け期から強化されたジェンダーの政治経済学的利用が影響していると考ええる。

日本の外国人受入れは、技能レベルや職種、歴史／民族的背景によって分類された在留資格を与えるもので、常に滞在理由と目的を求め、期間を設定することで国民と区別し、日本国籍の個人や機関にその身元を保証させ、国家がマクロに管理するものである（参照：明石，2010）。他家の奥深くに入って日常生活を支える家事労働者という単純労働者の受入れも、何か大義名分をつくって実施される手法にはかならない。

本稿は、アジアにおける外国人家事労働者の受入れと送出しについて、アジアで実施した聴き取り調査で現状を把握し、ジェンダーの政治経済学的視角で問題点を明らかにする。本稿の構成は次のとおりである。日本とアジアにおける外国人家事労働者をめぐるジェンダーの政治経済学についての概要を述べる。つづいて、国際労働機関（ILO）が2013年にまとめた世界の家事労働者に関する報告書をもとにその現状をとらえる。そして筆者がマレーシア、インドネシア、スリランカで聴き取り調査を実施して得られた情報と知見から、女性家事労働者の置かれる状況を概観する。最後に、アジア諸国と日本の相違点をジェンダーの政治経済学的視点をもとに明らかにし、外国人家事労働者受入れの課題と展望について論じる。

2 外国人家事労働者をめぐるジェンダーの政治経済学的考察

家事労働の分析は、経済学、歴史学、文化人類学の主な争点であった。フェミニストの定義によると、家事労働は家庭への奉仕や家族の社会化を通じて女性が資本主義のために行う労働力生産活動とある（山田，1999：78）。

近代経済学アプローチでは、夫婦世帯の場合、夫は外で稼ぎ、妻は専業主婦となって内で家事育児に専念する方が最適時間配分と資源配分ができ、家庭の生産活動を効率化させると証明する（Becker，1991）。女性は家事スキル、単調で細かな作業を丁寧に忍耐強く続ける力、家族員に奉仕する姿勢（母性愛）、従順さや謙虚さの態度などを成長とともに身につけることが期待された。兵力や体力に比較優位をもつ男性と、家内労働者と同時に出産という次世代再生産の生殖機能をもつ女性との間で、そうした性差が生じたのは当然の流れであったといえよう。性差を近代化と経済発展に利用したのが日本である。幕末・明治期からの富国強兵と資本主義化の展開のなかで良妻賢母主義が重視され、あらゆる場面で制度化された。「所得倍增計画」を掲げた池田内閣は高度成長幕開けの1961年から「人づくり」政策を推し進め、「母性神話」と「三歳神話」を創出し、女性たちの意識や社会に母性を根付かせるなど、良妻賢母主義を一層徹底化させている（小沢，2009：74-87；Oishi，2005：38-39）。専業主婦は「家」を内から守り、賢い母として次世代人材を産み育て、良き妻として国家の政治や経済の場に夫を供給する役割に特化させられてきた。良妻賢母主義は高度成長期以降の労働力生産性の向上と高等教育進学率の増加、国際競争力の強化の一助になったと評価することもできよう^{*1}。こうして家事労働者は一旦姿を消して新たに登場した「主婦」が家庭役割を一身に担うようになったのである（落合ほか，2007：289）。

西ヨーロッパや北米では、外国人女性の移住受入れにともなって家事労働者の復活がみられた。しかし北欧諸国では、家庭での家事労働者の需要が非常に小さいという。それでも女性の社会進出は先んじている。その理由は男性も家事・育児に参加し、男女ともに仕事と生活の調和の取れるライフワークバランスが進んでいること、および政府が子どもと高齢者のケアに向けた社会保障制度を充実させているからである（ILO，2013：37）。

アジア諸国は家事労働者の一時的消滅を経験せずに一足飛びに脱近代型ないしグローバル型に移行（落合ほか，2007：290）し、近隣諸国から女性家事労働者を受入れている。シンガポールを対象とした1990年代初頭の研究によると、外国人家事労働者がいなくなったと仮定したとき、ただちに6万5,000人もの専門職に就くシンガポール人の母親が仕事を辞めなければならなくなるとの試算が出された。経済力を維持するためには6万5,000人の子どもの育児サポート制度や保育所などの増設のために財政支出が必要になるからだという（Heyzer and Wee，1994：62）。家事育児だけでなく、在宅介護の高齢者や障害者も民間の家事支援サービスの利用が広まれば、国家は社会保障費負担の軽減を期待できる。この目論みは、政府による社会保障費の負担を民間と国民に委ね、国民の生活と働き方にゆとりを与えることなく生産力を維持または増大させるために、外国人の家事労働者を活用するものとの説明もできよう。

経済発展は一国を労働力輸出国から輸入国へと転換させることが、先進国やアジア新興国の経験

から明らかである。さらに社会的成層の上昇的移動をもたらし、女性の労働参加を促す。しかし資本主義は価値増殖を維持するためにも、資本家と労働者との間に「対立的格差」構造は不可欠であり、経済発展が進んでも労資階級間の「対立的格差」を拡大させる仕組みが必要となり、そのため新たな「分断的格差」を創出する（二宮，2006：104）。資本主義国家は主権国家機能を維持させ、はじめに「外国人」を市民権によって国民から分断する。経済発展は国民の社会的成層を上昇的に移動させ、女性の労働参加も促すようになるが、下層部門では労働力不足が引き起こされる。そこで職階、職種、年齢、性別、信教などで細かく分断し、労働力不足分野に外国人を補填することが政策的に行われる。この時、女性の社会進出や労働参加率を高める政策導入で課題となるのは、それまで女性に背負わせてきた家事、育児、介護を誰が担うのかである。アドホックな解決策のひとつが外国人家事労働者の受入れ案である。

しかし、家事労働者は雇主の所得形成活動の担い手にならない（尾高，1989）。家事労働は便利さや使用価値で評価される（二宮，2006）。この特徴ゆえに雇主は世帯の可処分所得状況や家計消費状況のほか、機会費用をもとに家事労働者の雇用判断や、雇用にかかる支出を算定する。消費選択行動ともいえよう。そのため家事労働者と雇主との間に労使関係は生まれるが、資本の価値増殖に直結しないため、家事労働者の評価は使用価値のみであり、その多くは可視化・計量化しがたいものである。それゆえ家事労働者の仕事は、経験年数が増えても、熟練度が増したという評価はなされない。そのため何か語学、教育、介護、健康、栄養などの知識がない限り、家事全般だけの仕事をする家事労働者に付加価値はつけられにくい。一方、家事労働者と民間仲介業者（資本金家）との関係は「対立的格差」の労資階級関係である。仲介業者は、雇主となる消費者に選択肢を与えるために、家事労働者を性別、年齢、国籍、人種、学歴、語学力、信教などで分けて「分断的格差」を設定し、あらゆる消費ニーズに対応できる戦略をとって資本の価値増殖を図るだろう。

3 アジアにおける家事労働者の国際移動の動向

国際労働機関（ILO）の推計によれば、紹介所などの事業所を介して雇用契約された男女の現地人および外国人の家事労働者の総数は世界で少なくとも約5,255万人（2010年）であり、雇用全体の1.7%、賃金労働者全体の3.6%に相当する（ILO，2013：20）^{*2}。その世界の家事労働者総数のうち、アジア太平洋地域41%、つづいてラテンアメリカとカリブ諸島38%、アフリカ10%、先進諸国7%、中東諸国4%、東欧ロシア1%のシェアである。個人宅に従事する男性の使用人、料理人、運転手、警備員などもその数に含まれるが、男女比でみると女性が83%を占め、圧倒的に女性家事労働者が多い（ILO，2013：21）。家事労働でも男女による役割分担がみられ、外の仕事は男性に、乳母や介護の担い手としての需要は圧倒的に女性が高い。

現代アジアにおける代表的な外国人女性家事労働者を受入れる国と地域は、石油産出で潤った中東湾岸諸国と、アジア新興諸国の香港、シンガポール、台湾、マレーシアなどである。1970年代頃から急成長と経済発展によって国内の中間層の拡大と下層の上位的移动により、外国人家事労働者の需要が急増した。表1と表2から、人口規模が小さく1人当たりGDPの高い国は外国人労働者を

表2 アジアにおける経済と送金に関するデータ（2010-2013年で最新のもの）

	GDP (US\$)	1人当たり GDP (PPP国際\$)	1日2\$貧 困ギャップ (PPP)(%)	個人海外 送金受取 (百万US\$)	個人海外 送金受取の 対GDP比 (%)	個人海外 送金支払 (百万US\$)	個人海外 送金支払の 対GDP比 (%)
クウェート	176,000	88,259	-	4	0.0	15,200	8.6
サウジアラビア	748,000	53,644	-	269	0.0	35,000	4.7
アラブ首長国連邦	402,000	59,845	-		-	-	-
日本	4,920,000	36,449	-	2,360	0.0	2,870	<0.1
香港	274,000	53,216	-	360	0.1	666	0.2
シンガポール	298,000	78,763	-	-	-	-	-
マレーシア	313,000	23,338	-	1,400	0.4	2,620	0.8
インドネシア	868,000	9,561	13	7,610	0.9	3,950	0.5
フィリピン	272,000	6,536	14	26,700	9.8	206	0.1
スリランカ	67,200	9,738	5	6,420	9.6	854	1.3

出所：World Bank（2014）*World Development Indicators*.

早くから受入れたため外国人人口は大きいことがわかる。宗教的理由から女性の社会進出率や労働参加率の低いサウジアラビアでは、個人宅運転手や調理人、警備員としての需要があり、外国人の男性家事労働者の雇用が確認できる。中東全体で約210万人（2010年）もの家事労働者が雇用されており、フィリピン、インドネシア、インド、スリランカ、エチオピアが主な供給国である。一方、香港、シンガポールでは女性家事労働者の割合が高い。フィリピン、インドネシア、スリランカなどから契約ベースで労働力が輸入され、中流家庭の私的領域の家事全般を担う。タイやマレーシアでは、現地人と外国人の家事労働者の両者が雇われている。マレーシアでは253,000人の家事労働者のうち、その半分以上がインドネシアやフィリピンからの外国籍であった（ILO, 2013: 30）。フィリピンは多くの輸出用メイドを輩出しているが、その一方で、フィリピンに残された家族の世話のために、海外メイドが母国で家事労働者を雇うという報告がある（Parreñas, 2000）。表2によれば、労働力送出国の1人当たりGDPは受入れ国と比較して小さく、1日2ドル以下の貧困ギャップ率も確認できる。経済的要因が国際移動を刺激するのは自明である。個人海外送金受取額の対GDP比は、送出しの盛んな国では高いシェアを占めている。一方、外国人労働者への依存度が高い中東では、個人海外送金支払額の対GDP比は5%から9%近くに達している。

4 国内用および輸出用の女性家事労働者と雇主、仲介機関の諸相

調査対象国と実施時期は次の通りである。2005年4月から9月にかけてマレーシア（クアラルンプール近郊、ケランタン州マチャン市）、2005年8月および9月のインドネシア（スマトラ島メダン市、ジャワ島ジャカルタ市およびカデリ市ほか）、2007年5月から2009年3月および2012年12月、2013年1月、2014年1月に実施したスリランカ（コロombo市、キャンディ市、ハンバントタ県など）で実施した聴き取り訪問調査で得られた情報とデータが中心である。

(1) 国内用女性家事労働者と雇主

マレーシア：2005年4月から9月にかけて、マレーシア半島の北部にあるケランタン州および首都クアラルンプールのマレー社会を対象に実施した調査では、縁故・地縁による伝手や経済的問題を抱える親戚のなかから家事労働者を獲得する雇主は少なくなかった。また、縁故・地縁の知人家族（養い母）に日帰りから数週間まで、子どもを預ける方法もみられた。養い母に子どもを預ける方法はシンガポールでもみられる（木脇, 2007: 324）。しかし、この養い母の慣習は以前より利用が難しくなってきたという。雇主側が国内用家事労働者に対して気を使うことが増えたという。

インドネシア：10代前半の子どもから高齢者まで家事労働者になる人材の年齢層に幅がみられた。ある国際NGOの男性スタッフは、妻の妊娠を機に地方の貧しい農村出身の遠縁の13歳女子を家事手伝いとして面倒をみるようになったという。この子にとっては都市部に出てくる絶好のチャンスになるのだと話した。また、ジャカルタや都市部のスラムや線路わきに住む女性も通いの清掃員や家事労働者として中流家庭で働いている。当時、ジャカルタ市内のスラムに住む3割から半数以上ともいわれる子どもたちが出生届も出されず、成人しても身分証明書をもたぬまま、底辺の日雇い労働力の供給源になっているという。NGO職員によれば、人身売買の犠牲者もこうしたスラムや貧困地域から多数出ている。特に身分証明書や信用がないと職に就けず、国内用家事労働者にもなれないという。仲介者の甘い口車（海外の方がもっと稼げるなど）に乗せられて、子どもや女性が売春や強制労働の人身売買の犠牲者になりやすいという。

スリランカ：国内用家事労働者は、紅茶プランテーション出身タミル人または都市スラムの女性が多い。教育レベルは低く、年齢層は若い女性から中年の未亡人まで幅がある。男性の家事労働者も少なくない。2009年5月の内戦終結以降、スリランカ人雇主の間で不満の声が目立った。前政権は内戦が終結する前から中国の巨額援助の受入れと大型のインフラ整備を進め、特に内戦終結後から好調な経済成長を導いた。しかしながら物価上昇率が賃金上昇率を凌ぐ状況が続いたために、国内用家事労働者の賃金率も急激な上昇を招いた。内戦終結前は1日6～8時間程度で日当Rs. 200～400（US\$ 2～4）だったが、終戦から数年経つと日当Rs. 800～1,500（US\$ 8～15）に跳ね上がったという。また、家事労働者の確保も難しくなってきたという。一方、スリランカの国内用家事労働者予備軍は、「スリランカ人雇主は外国人雇主に比べ賃金が安く、きちんと支払ってくれない、こき使うので労働条件が悪い」と、実際はそれほど悪い待遇でもないはずなのに、そう思い込む傾向がみられた。そうした偏見はスリランカ人の海外出稼ぎ志向を助長させるひとつの要因になっていると思われる。

(2) 輸出用家事労働者と雇主、仲介機関：輸入国マレーシアと輸出国インドネシア

マレーシアにおけるインドネシア女性家事労働者：マレー系の夫婦共働きで、子どもの数の多い中間層の世帯では、文化、宗教、言語、歴史的関係性が深く、紹介手数料や支払賃金率も安いインドネシア女性家事労働者を雇うことが多い。特に、黙ってよく働き、従順で、純朴で、あざとさのないメイドが好まれるようである。書店やメイド紹介所などでは、メイドとの接し方や雇用に関するQ&A本が売られていた。インドネシア語とマレーシア語のニュアンスの違いを紹介する語学本

も出されていた。

中国系やインド系のマレーシア人の家庭には、子どもの教育に力を注ぐところが多く、英語の堪能なフィリピン人が重宝された。しかし、英語のできるフィリピン人女性はマレーシアよりも賃金率の高い国を選ぶ傾向が高いため、しばしば供給不足に陥るようであった。あるシーク教徒のインド・パンジャビ系の雇主は、妻が職場復帰した後に、犬の世話と、子どもに英語で接することのできる非イスラム教徒の家事労働者を紹介業者に依頼していた。ところが実際に派遣されたメイドは英語のできないムスリムのインドネシア人であったという。雇主は業者にクレームを出したが、調達までに時間がかかるといわれたので、紹介手数料全額の返金要求を迫った。しかし業者は別の英語のできないインドネシア人メイドをよこして時間稼ぎをはじめた。仕事復帰をひかえた妻は特に苛立っていた。そのうちメイドの態度にまで不満を感じるようになっていた。この事態を我慢すれば、子どもの英語力低下と有名校進学が遠のく。さらにイスラム社会で不浄とされる犬の世話をムスリムのメイドに依頼せざるをえないことを危惧していた。当時のマレーシアでは、マレーシア人の雇主によるインドネシア女性家事労働者に対する軟禁、賃金未払い、性的・肉体的・言語的虐待や果ては殺人などの問題がメディアや国内外のNGO団体によって叩かれはじめていた。妻は外資系企業で雇用される育休中の身であった。キャリアを続けたいという思いが強く、悪徳業者のために仕事を辞めることなど我慢ならなかったのである。金儲けを優先し、何かとアドバンテージを取ろうとする業者の狡猾さと、注文通りのメイドでないことへの苛立たしさを抑えきれない状況に追い込まれていた。なお、外国人家事労働者を雇う際に、当時の一般的なレートで雇用主が業者に支払う費用は、手数料、年間の外国人雇用税、保証金、家事労働者の健康診断の費用などを含み、出身国によって異なるが、RM 3,000 (US \$ 790) からRM 5,000 (US \$ 1,316) であった (Chin, 2005 : 270)。このインド系雇主はその最高額を支払っていた。業者に幾度となく紹介費用全額を払い戻す要求をし、数カ月後に和解した。

マレーシアでは、主にインドネシア女性家事労働者を雇う雇主たちから、次のような懸念が聞かれた。インドネシア人の労働者たちの多くは偽造書類もしくは書類なしでの海路からの入国が多い。クアラルンプール市内やその他外国人労働者の多く住むエリア周辺には、偽造書類を専門に扱う店や職業紹介所もあり、建設作業員、プランテーションで働く労働者たちが利用している。インドネシア女性家事労働者も入国後にヤミの紹介所で仕事の斡旋、住み込みや通いの許可証の偽造もお金さえ払えば何でもできるという。不法入国のインドネシア女性のなかには、国に戻らなくなった夫の消息を突き止めるために来たという者もいるという。建設現場やプランテーションでは労働者の死亡事故や自殺、逃亡なども少なくない。また、外国人窃盗グループの犯行に加担するメイドもいるということで、マレーシア人の雇主は特にマジョリティのインドネシア女性家事労働者に対して、外部との接触機会や、週休や外出の許可を与えないなど、慎重になっていた。その結果、マレーシアは、家事労働者の一週間当たりの労働時間数が65.9時間と、サウジアラビアの63.7時間を2時間以上も上回る世界で最も長時間労働を強いる国となっている (ILO, 2013 : 57)。一方、賃金については、マレーシアにおけるインドネシア女性家事労働者の月極め賃金額はRM 300 ~ 450 (US \$ 79 ~ 118) であったのに対し、フィリピン女性家事労働者についてはRM 750 (US \$ 197) と2倍以上の差

があった。これは受入れ国と送出し国との政府間で行われる二国間協定に基づいて決定されたレートであるという (Chin, 2005 : 269)。

帰国後のインドネシア女性：マレーシアは参入しやすい国である。インドネシアで出会った22歳の女性は、13歳で父を亡くし、母と幼い妹2人のために年齢詐称でマレーシアの家庭の家事労働者として出稼ぎに出た。雇主が英語教員だったので英語を学べた。帰国後、英語力と経験を活かしシンガポールで2年家事労働者として働いた。次に香港へ出稼ぎしたが、雇主との間でトラブルが生じたので脱走してNGO団体に助けを求めた。それ以降は通いの家事労働者として年限まで働いた。香港は給与が高く週休もあった。こうした移動について上野は段階的に国を変えることを「リージョン型 (出身国-シンガポール/マレーシア-台湾-香港)」と分類する^{*3}。自己資金も英語力もないインドネシア女性はマレーシアやシンガポールでの家事労働者の経歴と資本を得た後に、香港や台湾など少し高い給与と就労条件を提供する国へ移動するのだという (上野, 2007 : 277)。

22歳女性は香港のNGOの紹介で家事労働者の組合に加入すると、外国人家事労働者を支援する活動をはじめた。その経験が彼女に母国で労働法や人権についての啓蒙活動に目標をもつようになったと語った。リージョン型を意識して出稼ぎした人々は、自己成長力を獲得できた人材であり、稼得能力を高めただけでなく、母国に貢献しようという意識も高めている。この若いインドネシア女性は、次はカナダへの渡航の道を探していると話した。

しかしながら帰国後の彼女は、国内の変化に驚いたと語った。親戚たちが金銭的問題が生じるたびに資金援助を求めてくるようになったという。また、貸したはずの高価な服やアクセサリを、もらったものと言い張って返さずにいる村人たちとのトラブルが起こるようになったという。泥棒にも入られるなど、セキュリティの課題が出てきたと話した。

(3) 輸出用家事労働者と雇主、仲介機関：輸入国中東湾岸諸国と輸出国スリランカ

2007年から2009年にかけて中東で家事労働者として出稼ぎ経験をもつスリランカ人女性500名を対象に、①出稼ぎ準備段階、②出稼ぎ中、③出稼ぎの成果について、経済的効果と問題点を明らかにするためにアンケートを用いた聴き取り調査を実施している (鹿毛, 2014)。

スリランカの国際労働力移動の概要：スリランカの国際労働力の移動について、中央銀行の2014年発刊の統計データからその特徴を概観したい。2013年に過去最高の29万3,105人が海外へ出稼ぎしたと推計されている。男女比でみると、1990年代は女性労働者の渡航者が最も多い年で7割を占めていたが、内戦終結を迎え2013年の推計値では男性6割、女性4割という逆転減少が顕著になった。渡航者をスキルレベル別にみると、2005年では専門職人材0.6%、中間人材 (ホワイトカラー系) 3.5%、事務職等人材3.4%、熟練労働者20.2%、未熟練労働者18.1%、女性家事労働者54.3%という構成割合だったものが、8年後の2013年には専門職人材1.7%、中間人材 (ホワイトカラー系) 5.6%、事務職等人材9.1%、熟練労働者26.3%、未熟練労働者24.2%、女性家事労働者33.1%という割合に変化している (CBSL, 2014 : 23)。まず男性の出稼ぎが増えた要因のひとつは、内戦終結後、兵士以外の職探しを始めた男性の数が増えたことが指摘できる。また、政府は女性家事労働者の出稼ぎを減らす施策に本格的に取り組みはじめ、海外就労できる年齢を18歳から21歳に引き上げ

るほか（2011年）、早くから提案されていた5歳以下の子どもをもつ女性の海外出稼ぎを禁じる措置を徹底化させたことが女性家事労働者の渡航者数を減少させた大きな要因である（CBSL, 2014: 117）。2010年推測値によれば、海外に住み雇用されている状態のスリランカ人は約193万2,245人に達し、これはスリランカの労働力人口の23.8%、就業人口の25.1%に相当する。彼らが生み出す海外送金総額は毎年増加を続け、2013年には約8,278億ルピー（約64億US\$）に達し、GDPの9.6%、輸出収入の65%に相当し、さらにその海外送金総額の55.6%は中東からである（CBSL, 2014: 23: 表2）。この数十年、中東から入る送金は全体の5～6割を占め、スリランカの国際労働力移動にとって重要な位置づけである。全渡航者の93.9%は中東向けであり、主な渡航先はサウジアラビア（約8万人）、カタール（約8万人）、UAE（約5万人）、クウェート（約4万人）である（CBSL, 2014: 24, 117）。女性家事労働者の渡航者のうち82.1%は中東諸国へ渡っている（CBSL, 2014: 117）。

①**出稼ぎ準備段階**：海外就労の仲介を担う業者とのトラブルは深刻である。中東向けの家事労働者は安く渡航できる。しかし、偽装や他人のパスポートやビザ、虚実記載、誇張による斡旋、詐欺行為、話と異なる仕事、契約不履行などの問題が聴き取りで明らかになった。中東向けの家事労働者の場合、渡航の準備費用が比較的割安（無料から3万ルピー）なので、業者との渡航準備中トラブルについて、男性のケースや先進国向け^{*4}と比べるとそれほど多いという印象ではなかった。しかし、イタリア80万ルピー、キプロス30万ルピーが家事労働者の希望者の費用相場であるという（2008年聴き取り）。中東では外国人家事労働者は貧困者が多いということから、中東の紹介業者が雇主から紹介料等以外に、家事労働者の渡航費用やそれにかかる書類代行費用などの一切の費用を要求するという。費用と手数料がマージンとしてスリランカ国内の仲介業者に渡されるという（2008年聴き取り）。しかし、業者のなかには女性家事労働者からも二重に渡航費用等を受け取ることが2008年頃まで一般的にみられた。賃金条件についても、実際はスリランカの賃金率とあまり変わらない金額であっても、業者から「生活費タダ、貯蓄ができる」点を強調されたという。業者のオフィスはコロンボ、ガンパハ、クルネーガラ、ゴールなどの都市や地方の主要な交通の要所に置かれていることが多い。業者はサブエージェントと呼ばれるリクルーターを雇い、各村落を巡回させ、貧困世帯や未亡人などの女性たちを探し、海外出稼ぎを斡旋するのである。業者はこのサブエージェントに対して、1人あたり1万から2万ルピーの報酬を渡していたという（2007年聴き取り）。

出稼ぎ準備段階において、女性たち自身にも問題があるケースもみられた。初めて出稼ぎした理由として、家屋建設（31%）が最も多く、収入がない（28%）、経済的困難（8.5%）、子どもの教育費（7.4%）と続いた（鹿毛, 2014: 159）。女性たちの出稼ぎ理由の大半は、子どもや家族、生活を理由にあげていた。しかし少数派ではあるが、よくよく話を聞くと、「収入がない」や「経済的困難」を理由にあげた女性のなかには、夫の死亡、夫の不倫、夫との別居や離婚、夫の過剰の飲酒と暴力などの主たる家計支持者との間に起こった問題が潜んでいることがみえてきた。スリランカで実施された調査によれば、結婚生活の難しさから逃れるために海外出稼ぎを実施した女性は女性出稼ぎ者全体の9%を占めると報告されている（INSTRAW and IOM, 2000: 142）。また、女性自身の目標設定の立て方、働く態度、精神状態にもよるが、現実逃避に近い理由で出稼ぎした女性は、出稼ぎ先でうまくいかない状況に追い込まれるという印象を受けた。

②**出稼ぎ中**：家事労働者に自由がなくほとんど家のなかですごすことや、家族などとの連絡の制約、外部との接触が許されない、週休がない（93%）、過度・過重な仕事量・オーバーワーク（48%）、満額賃金の未受取（34%）、雇主・妻・子どもとのトラブル（33%）、怒鳴られる・罵られる（30%）、肉体的虐待や体罰（20%）、性的ハラスメント（8.7%）、同僚とのトラブル（6.5%）などの問題が女性たちからあげられた（カッコ内は回答率：鹿毛, 2014: 261, 265, 280）。ILOによれば、世界には2,090万人の人々が強制労働の状態にあり、家事労働者は特にその犠牲者に陥りやすい職業であるという（ILO, 2013: 45）。聴き取り調査では、家事の失敗や子どもの世話をないがしろにしたことを理由に、激昂した雇主またはその妻や祖父母などから体罰を受けてケガを負ったり、逃れるためにパスポートもないままに脱走し、さらに不利な状況に追い込まれる事案が語られた。脱走他の罪状で刑務所に服役する者、高速道路高架下に住む者、悪い人間に利用され売春や犯罪を強要される者などが少なくないという。中東ではスポンサーシップ制度（kafala）のもとに、雇主が家事労働者のビザ一式を保管して良いことになっていた^{*5}。このことがさらなる虐待の助長になっているという研究は多い（ILO, 2013: 45）。また、レイプ被害を受け、望まぬ妊娠をしてしまった女性は、現地で法に訴えれば不利になるとして、大使館職員のアドバイスのもとに無言で帰国し、中絶を行ったという（鹿毛, 2014: 276）。

うつ病を患ったり、脅迫感、孤独感、ホームシックや残した家族を思って無気力になったり落ち込んだりしたという話も聞かれた。

同僚とのトラブルや渡航先の同国の者との間に起こった金銭問題で殺人の犠牲者になったのではないかと疑う家族の事案もある（鹿毛, 2014: 270-271）。そのほか、家事中の大ケガ、子どものいたずらによるケガ、子どもの麻疹やおたふく風邪の伝染、食生活と生活環境の変化による糖尿病や肥満を患ったなどの話が語られた。

現地紹介所との関係においてもトラブルは多い。雇主に気に入られずに返品された家事労働者のその後は、「お試しメイド」として利用され、転々と雇主が変わる者または良い雇主にめぐりあえた者、売春を強要される者、強制送還にあう者まで様々であった。

スリランカの出稼ぎ女性に対する死刑執行、深刻な虐待、自殺者、死亡理由の疑わしい遺体の送還、低賃金などを特に内戦終結後は事態を深刻に受け止めるようになり、女性家事労働者の海外出稼ぎのシェアを減少させる取り組みが進められ、近年ではかなりその渡航者数を減少させている。

③**出稼ぎの成果と残した家族**：海外送金の効果として、前節でも述べたとおり、マクロレベルの経済的效果は非常に大きい。しかし、スリランカ人の女性家事労働者に対する設定賃金は一律に低く、送金した大半は日々の生活費や借金返済に消える。特に内戦終結後は経済成長によって、スリランカ国内の賃金率の上昇、物価上昇等により、中東への家事労働者出稼ぎのメリットは失われつつある。そのため、近年の女性家事労働者の渡航が減少する要因にもなっている。海外送金の効果以外にも、失業問題の解消と雇用創出効果についても短期的にみると評価できよう。しかし、長期的にみると、海外就労政策は長期的な経済発展戦略になるとはいえないことが明らかとなった。残された家族に対して、様々な非経済的な問題が生じていることが聴き取り調査のなかであきらかとなった。例えば、残した夫との不和、アルコール依存症の悪化、殺人事件の勃発などである。子ど

もについてはドロップアウトや非行行為、かけおち、無駄使い、受験の失敗、うつ病の発症など様々なものであった。乳幼児を含む子どもを残して、最低2年は帰国できない海外出稼ぎを実行した女性は全体の7割以上を占めた（鹿毛，2014：219）。残された子どもたちのなかには、母親が中東で家事労働者として働いていることがどうしても許せないという子どももいた。また、大人になっても許しがたいと思う者もいた。彼らから母親の出稼ぎについてたずねると、数年から長いものでは10年まで親不在の悲しい幼少期を思い出すせいか、ほとんどの者が涙目になって「辛かった、悲しかった」と言っていたことが忘れられない。現在、5歳児以下の子どもをもつ母親の海外出稼ぎを規制する取り組みが徹底化されている。

5 日本とアジアの家事労働者をめぐる展望と課題

先述のように日本では1961年から徐々に「三歳神話」と「母性神話」が創出され、女性が結婚・出産を機に職場を離れる慣習が浸透した。「三歳までは母の手で」と謳われた三歳の理由を小沢は、幼稚園に子どもを手わたす前の年齢だからと推測している。国家が子どもを国の資産、未来の労働力とし、幼稚園・学校に入学する以前の子どもの把握を重視する管理主義の論理が背景にあると指摘する（小沢，2009：86）。日本の良妻賢母主義制度は、アジア諸国のそれと比較すると、非常に特殊で強力に作用した。

海外へ女性家事労働者を輸出するインドネシアやスリランカでは日本ほどの徹底したジェンダー的な国民管理政策や人材育成政策はみられない。2005年当時のインドネシアには出生届が出されない子どもが大勢いた。政府が把握していない成人人口も多くいたものと推測される。スリランカにおいては、5歳以下の子どもの母親の海外出稼ぎを禁止する案が早くから出ていたが、女性（特に貧困女性）の働く権利を奪うとして、2011年頃まで徹底化されることはなかった。外国人労働力を輸入するマレーシアでは、インド系雇主の妻が1歳にも満たない子どもの世話を英語のできるメイドに任せて早く職場復帰することを望んでいた。仕事を辞めて専業主婦になることは嫌だとも主張していた。中東諸国の中間層の若い世代のなかには、母乳で育てることを嫌がる母親が増えているという。理由は母乳で育てると形が悪くなるからだという。また、夜中の授乳は寝不足を招き美容に悪いからと、家事労働者を子ども部屋で寝かせ対応させるという。外出の時も家事労働者に子どもを抱えさせ、母親は自分のカバンをもつだけだという。子育ての全てを外国人家事労働者に任せきりにすることが中間層の母親の間に浸透していると出稼ぎ経験者は話した。そのため子どもは家事労働者になつく。しかし母親が気に入らなくなれば、その家事労働者の契約更新をせず、新しいメイドを雇うのである。

外国人家事労働者の受入れが進んだ国では、母親の子育て意識が日本とは異なる。家事／育児の中心的担い手は妻／母とする価値観がいずれの国でもみられたが、アジアの父親は日本の父親ほど仕事づけになることはなく、子どもと接する時間が十分にある。日本は1990年頃に子どもの発達における父親の重要性が問われはじめた（海妻，2004：22）。それまでは女性だけが家事育児の責任を負わされる形であった。その結果、先進国のなかで女性の社会進出が遅れたとの指摘もなされるよ

うになった。外国人家事支援サービスの導入によって、既婚の女性だけでなく、働く男性にとっても家事負担や高齢の親の介護負担から開放されることになるだろう。しかし北欧諸国のようなワークライフバランスが浸透していない日本では、国民の働き方や生活にゆとりが出てくるような環境になるとは思えない。

晩婚化、少子化、非婚化によって女性労働力を活用しやすくなったともいえる。今回の特区における外国人家事支援サービスの許可は、日本人女性の「輝かしい」社会進出を支援する可能性はあるが、それは専門職や経営者などの少数女性に対するサービスに留まるだろう。世帯の消費支出が減少しているため、所得形成活動をしないう家事労働者を利用できる世帯は限られてくる。しかし、高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯でそのサービス需要が高まることが予測される^{*6}。国際的な賃金格差を利用して外国人家事労働者を導入することは、社会保障費を抑えたい政府には良策なのかもしれない。なぜなら、家事労働者は家事、育児、介護をひととおりでき、専門職にはならないので安く個別に利用できるサービスとして、特に自宅にいたい高齢者世帯の間で広まる可能性はあるといえよう。

危惧するのは外国人家事労働者と雇主との間の仲介機関である。アジア諸国での実態調査から、外国人家事労働者－民間仲介業者－雇主の間で何かとトラブルが生じていた。送出し国の仲介機関は、自国民の送出しを完全にビジネスでしか捉えていない。渡航後の脱走防止のために違約金や保証金を背負わせて送り出すことも少なくない。日本も派遣業者等を通して受け入れることになるが、ビジネスを最優先する企業が労働者の権利や安全をどこまで保障するか疑問である。マレーシアの事例は雇主と悪徳業者とのトラブルによってメイドとの関係まで険悪になった。スリランカでの聴き取り調査でも、女性家事労働者の出稼ぎ中に生じたトラブルのいくつかには、紹介／仲介業者と雇主との契約・金銭上のトラブルが雇主の感情を刺激し、メイドへの虐待や酷使につながったのではないと思われるケースがあった。制度的な受入れ方は重要課題である。

また、国家による管理制度について、アジア全般にいえることだが、欧米先進諸国と異なり永住権や市民権を獲得するのは非常に難しい。中東諸国の kafala と呼ばれるスポンサーシップ制度は雇主が外国人労働者を管理するものであった。雇用契約、ビザやパスポートの管理を雇主に委ねるものであったため、雇主の変更、職場の変更、問題が生じたときの脱走など、外国人労働者から自由を奪う制度として非難されている（HRW，2008）。また、シンガポールでは外国人の家事労働者ビザを希望する者に対し、入国前にエイズ感染／妊娠していないことを証明する医師の診断書の提出を義務づけている。入国後も6カ月ごとに健康診断を義務づけ、エイズ感染もしくは妊娠が発覚すれば、就労ビザが取り消され、強制帰国させられるという。さらに、シンガポールの国籍や永住権をもつ男性との結婚が法律上、基本的に禁止されている（Rahman et al.，2005：238）。アジアの受入国では、外国人女性家事労働者に対して様々な制約を設けている。日本は外国人の女性家事労働者の管理をどのように実施するのか、課題になるだろう。

6 おわりに

2011年6月のILO第100回総会にて、家事労働者の適切な仕事に対する条約が採択され、2013年に発行された。現在17国が批准している（2015年中も含む）が、南米とヨーロッパの国々が目立ち、アジアからフィリピンだけが批准している（ILO-HP）。日本は家事労働者の雇用規模が小さいため、家事労働者の処遇に関して社会問題化もしていない。将来、日本で家事労働者の利用が拡大すれば、国際的立場として批准を検討すべきであろう。しかし、筆者が最も注意が必要だと思うのは、アジアの事例から明らかになった送出し国と受入れ国の労働者の斡旋・仲介・派遣業者である。業者がトラブルを誘発させる原因になっていたのではないと思われる事案が多いからである。家事労働者だけでなく、雇主とも契約内容や金銭上のトラブルが起こっており、結果として雇主と家事労働者との関係悪化を引き起こしていた。家事労働者のディーセント・ワーク化だけでなく、送出し国と受入れ国の民間の労働者の斡旋・仲介・派遣を担う業者に対する対策も必要であると考え。一方、業者側も労働者の脱走などによって信用を失うリスクもあるために、保証金・違約金を背負わせるのである。国が政策的に労働者の受入れまたは送出しを許可し進めるのであれば、労働者の斡旋や仲介および派遣をビジネス優先の民間業者に委ねるべきではないと考える。

また、外国人家事労働者を受け入れたことで、どれほどの経済的影響があるのか、社会的影響はどうか、さらに人々の価値観や考え方にどのような変化がみられたのか、意識調査や実態調査をもとに把握していくことは、これからの日本の国際化への対応にとって必要になるだろう。

- *1 例えば、日本の伝統的企業慣行、家族賃金制度や、配偶者控除制度、保育園の入所基準と費用、学校教育やPTA活動、ゴミ当番や地域清掃などの地域活動などである。家事労働の女性領域が外部化／制度化されていない時代には、このような性別分業体制は最も効率的に機能したと考える。無論、家計が豊かにならない限り、主婦化の出現は難しい。
- *2 2008年に出した推計では、世界の家事労働者の総数は1億人近くに相当するとしていた（ILO, 2008: 13）。今回の報告では、各国ごとに定義や分類方法が異なるため、データの信ぴょう性に問題があることから、新たな推計を行っている（ILO, 2013: 19）。新しい推計では、世界117カ国のデータを用いて、職業ベース、雇用ステイタスペース、世帯名簿ベース、産業ベースなどによる分類方法をそれぞれ検討し、産業ベースが国際的に家事労働者の数を把握する上で適当とする結論に至っている。しかし、現実には個人宅で家事労働者同様に働く子どもからお年寄までいるため、今回の推計は非常に少ない数値であるという（ILO, 2013: 10）。家事労働者の派遣・紹介を行うサービス「産業」として定義したものである。
- *3 東南アジア地域ではよくみられる外国人家事労働者の国際移動の一形態であるという。上野によると、香港は外国人家事労働者の待遇が良いので希望が殺到するという。香港の雇用者はシンガポールで2年間のメイド経験がある者を求める傾向があるという。そのため出稼ぎ希望者がエージェントに申請する際に人気の高い国はマッチングに時間を要し、かつ高額な手数料が請求されるという。また、台湾も給与は高いが、年齢制限が厳しいという（上野, 2007: 277）。
- *4 日本やドイツなどの先進諸国への渡航を男性が希望した場合、140～150万円ほどの仲介・渡航手数料などが仲介者から要求されていた。男性の渡航費用は未熟練労働者のカテゴリでも中東諸国向けでは10万ルピーを仲介業者に支払わなければならないかったという。航空費用代と思われる。業者のなかには、費用だけを受け取った後に店をたたんで逃亡する話もスリランカではよく聞かれるトラブルであった。日本の技能実習生制度で渡航する

場合も、万が一、技能実習生が日本で逃亡した場合、仲介した業者はスリランカの送出し機関から一人当たり違約金約Rs. 65万（65万円）の支払いを命じられるという。その人数があまりにも多すぎると、今度は業務停止命令が下される（De Silva, 2014: 18）。そうした理由から、保証金や違約金の契約を結ぶ仲介業者は少なくないということであった。

- *5 制度の見直しの動きが近年みられる。
- *6 65歳以上のいる世帯は増え、2012年では全世帯の43.3%を占めている。子どもとの同居率は減少傾向にあり、逆に高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯が増え高齢者世帯全体の半数以上を占めている（内閣府、平成26年版高齢者白書）。

《参考文献》

- ・明石純一、2010『入国管理政策——「1990年体制」の成立と展開』ナカニシヤ出版
- ・上野加代子、2007「第12章 シンガポールにおける外国人家事労働者」落合恵美子・山根真理・宮坂靖子編『アジアの家族とジェンダー』勁草書房、263～284頁
- ・上野千鶴子、1990『家父長制と資本制——マルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店
- ・小沢牧子、2009「三歳児神話と母性イデオロギー：乳幼児政策と母子関係心理学——つくられる母性意識の点検を軸に、『臨床心理学研究』第26巻第3号（1989年）」江原由美子（解説）『新編 日本のフェミニズム5：母性』岩波書店
- ・尾高煌之助、1989「二重構造」中村隆英・尾高煌之助編『日本経済史6 二重構造』岩波書店、133～184頁
- ・落合恵美子・山根真理・宮坂靖子、2007「終章 アジアの家族とジェンダーの地域間比較——多様性と共通性」落合恵美子・山根真理・宮坂靖子編『アジアの家族とジェンダー』勁草書房、285～310頁
- ・海峽経済、2004『近代日本の父性論とジェンダー・ポリティクス』作品社
- ・鹿毛理恵、2014『国際労働移動の経済的便益と社会的費用——スリランカの出稼ぎ女性家事労働者の実態調査』日本評論社
- ・木脇奈智子、2007「第10章 シンガポールの子育てと子育て支援」落合恵美子・山根真理・宮坂靖子編『アジアの家族とジェンダー』勁草書房、230～244頁
- ・高坂晶子、2014（日本総研『国家戦略特区の実効性向上に向けて』JRIレビュー、Vol. 9, No. 19, 2014年11月12日（<http://www.jri.co.jp/report/medium/jrireview/2014/>）2014年12月アクセス）
- ・橋本俊詔・木村匡子、2008『家族の経済学——お金と絆のせめぎあい』NTT出版
- ・内閣府HP（<http://www.cao.go.jp/houan/187/index.html>、2014年12月25日アクセス）
- ・内閣府政策統括官（経済財政分析担当）、2008「対内・対外直接投資の要因分析——なぜ対日直接投資は少ないのか」『政策課題分析シリーズ1』（平成20年10月）（<http://www5.cao.go.jp/keizai3/2008/1014seisakukadai01-0.pdf>、2014年12月1日アクセス）
- ・二宮厚美、2006『ジェンダー平等の経済学——男女の発達を担う福祉国家へ』新日本出版社
- ・日本経済新聞、2014「特区の外国人活用、関西・福岡で先行、家事支援や起業促進で」（http://www.nikkei.com/article/DGXNASFS1703Y_X10C14A6PP8000/、2014年12月1日アクセス）
- ・増田雅暢、2008『これでいいのか少子化対策——政策過程からみる今後の課題』ミネルヴァ書房
- ・山田和代、1999（訳）「Gender ジェンダー」本木喜美子・高橋準（監訳）『フェミニズム理論辞典』明石書店（原著 Maggie Humm, 1995, *The Dictionary of Feminist Theory*, Second Edition, Prentice Hall/Harvester Wheatsheaf.）
- ・Becker, G. S., 1991, *A Treatise on the Family*, Harvard University Press.
- ・CBSL (Central Bank of Sri Lanka), 2014, *Economic and Social Statistics of Sri Lanka 2014*.
- ・Chin, B. N. C., 2005, "Neither at Work nor at Home: Asian Transnational Domestic Workers in Malaysia", in Shirlena Huang; Brenda S. A. Yeoh; Noor Abdul Rahman (eds), *Asian Women as Transnational Domestic Workers*, Marshall Cavendish.
- ・De Silva, S., 2014, "Human Resource Development under Japanese Technical Intern Training Programme in Sri Lanka: An Overview", pp.16-18, 「外国人技能実習制度——日本の労働力不足とアジアの経済発展に貢献できるか？」佐賀大学経済学部主催「第11回佐賀大学国際シンポジウム」2014年11月26日

- HRW (Human Rights Watch), 2008, *As If I Am Not Human: Abuses against Asian Domestic Workers in Saudi Arabia*, HRW, New York.
- Heyzer, N. and Wee, V., 1994, "Domestic Workers in Transient Overseas Employment: Who Benefits, Who Profits?", in Heyzer, N., à Nijeholt, G.L. and Weerakoon, N. (eds), *The Trade in Domestic Workers: Causes, Mechanisms and Consequences of International Migration*, Asian and Pacific Development Centre, Kuala Lumpur.
- ILO (International Labour Organisation), 2008, Date, place and agenda of the 99th Session (2010) of the International Labour Conference, paper GB.301/2 (Geneva).
- ILO-HP (International Labour Organisation, Homepage). 2011年の家事労働者条約（第189号）(http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239179/lang-ja/index.htm, 2014年12月1日アクセス)
- INSTRAW and IOM (Institutional Research and Training Institute for the Advancement of Women and International Organization for Migration), 2000, *Temporary Labour Migration of Women: Case Studies of Bangladesh and Sri Lanka*, UN-INSTRAW, United Nations.
- JETRO (Japan External Trade Organization), 2014, 「主要国・地域の直接投資残高対GDP比」(https://www.jetro.go.jp/world/statistics/data/data/wir14stock_gdp.pdf)
- Oishi, N., 2005, *Women in Motion: Globalization, State Policies, and Labor Migration in Asia*, Stanford University Press.
- Rahman, N. A.; B. S. A. Yeoh; S. Huang., 2005, "'Dignity Overdue': Transnational Domestic Workers in Singapore," in Shirlena Huang; Brenda S. A. Yeoh; Noor Abdul Rahman (eds), *Asian Women as Transnational Domestic Workers*, Marshall Cavendish.
- Parreñas, R. S., 2000, "Migrant Filipina Domestic Workers and the International Division of Reproductive Labor," *GEN DER & SOCIETY*, Vol. 14 No. 4, August 2000. pp.560-580.

Engendered Spheres:

A Political Economic Perspective of Female Domestic Workers in Asia

KAGE Rie

Saga Women's Junior College

Key Words: employment of domestic workers, international labour migration of women, Asia

In the year 2014 the Japanese government adopted at the cabinet meeting to relax laws to accept foreign domestic workers from foreign countries at specially designated zones. This would be implemented as a trial programme to attract foreign domestic workers if the bill were enacted. The Japanese traditional family model has up to now, acted as a buffer against employing domestic workers. The new programme, beginning from the special zones, is later expected to permeate to other parts of the country and benefit Japan that is facing issues of aging, low birth rates and shrinking population. This paper discusses the problems of female domestic workers in Asia from the knowledge obtained from the hearing survey on employees and workers in Malaysia, Indonesia, and Sri Lanka. This paper also suggests the problems and prospects of accepting migrant foreign domestic workers to Japan in the future. The findings are as follows. A domestic worker renders a type of service that does not bring direct economic profit to the employer. Therefore the employer views her work against the utility value that is difficult to be quantified. This may result in a biased or distorted perception of domestic work in the eyes of the employer, and may have an influence on the employer-employee relations. On the other hand, an agency sees a domestic worker as an income acquisition means. Therefore, the agent prepares various service commodities to meet the needs of the consumers (employers). The agent sets a horizontal segregation among domestic workers, and creates a vertical stratification between agent, workers and employers to build a capitalist-labour relation. It is necessary not only to legalize the rights of domestic workers under labour law, but also to regulate and control this business oriented intermediation system of foreign workers.